

(第一類 第九號)

第三十四回国会衆議院

工
委
員
會
議
錄

昭和三十五年七月十二日(火曜日)

通商産業事務官
大堀
弘君

六月二十三日

七月四日

電氣工事土法案（内閣提出第一四一號）

自転車競技法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案（内閣提出
第一五二号）

第三章 小型自動車競走法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）

電源開発促進法の一部を改正する法

律案（中村幸八君外七名提出、衆法
第四四号）

請願

一 零細企業対策強化に伴う商工 会法制定促進に関する精額外二

件（青木正君紹介）（第三五号）

二 同外四件(大久保武雄君紹介)
(第三六号)

三 同外二件(竹山祐太郎君紹介)

(第三七号)
四 同外十件 (中國男爵紹介)

國語文書

五 同外三件（吉田重延君紹介）

六 同外一件（鴨田宗一君紹介）

(第八二号)

七 同（坂田道太君外二名紹介）

八 同外五件（坂田道太君紹介）

九 同上三件（中村幸八君贈入）

九 同列二件 (合標至八種類分)

一〇 山口県小型自動車競走場の 移転反対（二回）

移転反対に賛成する議題（松永東
君紹介）（第一一七号）

第一類第九号

- | | |
|---|--|
| 一
一
大島つむぎ業者との戦時強制
転売業に対する請願(保岡武久君紹介)
に關する請願(保岡武久君紹介) | 三
件(中曾根康弘君紹介)(第一
六〇九号) |
| 二
二
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に関する請願外
(第一九九号) | 二
八
物価上昇抑制に関する請
願(加賀田進君紹介)(第七
一号) |
| 二
三
同外三件(坂田道太君紹介)
(第二二四号) | 二
九
同(栗原俊夫君紹介)(第
七一二号) |
| 二
四
同外八件(高瀬傳君紹介)
(第二二五号) | 三
〇
同(穂積七郎君紹介)(第
八四三号) |
| 二
五
同(西村英一君紹介)(第
二六六号) | 三
一
韓國ひじき輸入に關する請
願(角屋堅次郎君紹介)(第七
一三号) |
| 二
六
同外四件(堀川恭平君紹介)
(第二二七号) | 三
二
関市に日本輸出刃物セン
ターモ設置に關する請願(山本幸
一君紹介)(第七一四号) |
| 二
七
同(山口好一君紹介)(第
二八八号) | 三
三
京都府八幡町の採掘権設定
反対に關する請願(前尾繁三郎
君紹介)(第七六五号) |
| 二
八
同外七件(園田直君紹介)
(第三二〇号) | 三
四
不況炭鉱地帯の中小商工業
者救済に關する請願(木村守江
君紹介)(第八四四号) |
| 二
九
同外七件(長谷川四郎君紹
介)(第三二一號) | 四
六
計量法及び同法施行法の一
部改正に關する請願(關谷勝利君
紹介)(第二五四二号) |
| 二
〇
同外一件(山口六郎次君紹
介)(第三二二号) | 四
七
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(中山マサ君紹介)(第二五
六五号) |
| 二
一
同外一件(小枝一雄君紹介)
(第四七〇号) | 五
八
計量法及び同法施行法の一
部改正に關する請願(田中武夫
君紹介)(第三二五八号) |
| 二
二
同外二件(世耕弘一君紹介)
(第四七一号) | 五
九
同(五島虎雄君紹介)(第三
二五九号) |
| 二
三
同外二十八件(藤本捨助君
紹介)(第四七二号) | 六
〇
同(永井勝次郎君紹介)(第
三三一六〇号) |
| 二
四
ガス料金等値上げ反対に關
する請願(細田義安君紹介)(第
二五四四号) | 六
一
同外八件(田中榮一君紹介)
(第三三一〇六号) |
| 二
五
同(五島虎雄君紹介)(第
四六九号) | 六
二
同外三件(堀川恭平君紹介)
(第三三一七号) |
| 二
六
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(今澄勇君紹介)(第
三七七号) | 七
三
炭鉱保安に關する請願(横
路節雄君紹介)(第三八八九号) |
| 二
七
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請願
(天野光晴君紹介)(第九二二号) | 七
四
計量法及び同法施行法の一
部改正に關する請願(田中武夫
君紹介)(第三八九二号) |
| 二
八
中小企業振興対策に關する
請願(野田武夫君紹介)(第九
九四号) | 七
七
同外一件(五島虎雄君紹介)
(第三八九三号) |
| 二
九
同(五島虎雄君紹介)(第
四六九号) | 七
八
同(勝澤芳雄君紹介)(第三
八九二号) |
| 二
六
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(今澄勇君紹介)(第
三七七号) | 七
九
同外二件(森本靖君紹介)
(第三八九五号) |
| 二
七
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請願外
八件(松澤雄藏君紹介)(第一
二四一号) | 八
〇
同外二件(八木昇君紹介)
(第三八九六号) |
| 二
八
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請願外
八件(松澤雄藏君紹介)(第一
二四一号) | 八
一
同(保岡武久君紹介)(第三
九七三号) |
| 二
九
同(北村徳太郎君紹介)(第
三三九四号) | 八
二
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(平野三郎君紹介)(第
一四七三号) |
| 二
〇
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(平野三郎君紹介)(第
一四七三号) | 八
三
件(中曾根康弘君紹介)(第一
六〇九号) |
| 二
一
物価上昇抑制に關する請
願(浅沼稻次郎君紹介)(第一
四七四号) | 四
一
物価上昇抑制に關する請
願(淺沼稻次郎君紹介)(第一
四七五号) |
| 二
二
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 四
二
同(石橋政嗣君紹介)(第一
四七四号) |
| 二
三
大島つむぎ業者の戦時強制
転賣業に対する未交付資金交付
に關する請願(保岡武久君紹介) | 四
三
莫子貿易の自由化に關する
請願(足鹿覺君紹介)(第二九四
四号) |
| 二
四
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(小川平二君紹介)(第一
六二七号) | 四
四
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(菅野和太郎君紹介)(第二
五六六号) |
| 二
五
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 四
五
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(保岡武久君紹介)(第
三〇四八号) |
| 二
六
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 五
五
莫子貿易の自由化に關する
請願(勝間田清一君紹介)(第
三一八五号) |
| 二
七
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 五
六
同(黒田壽男君紹介)(第三
一八六号) |
| 二
八
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 五
七
莫子貿易の自由化に關する
請願(田中武夫君紹介)(第三
二五七号) |
| 二
九
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 五
八
計量法及び同法施行法の一
部改正に關する請願(田中武夫
君紹介)(第三二五九号) |
| 二
〇
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 五
九
同(五島虎雄君紹介)(第三
二五九号) |
| 二
一
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
〇
同(永井勝次郎君紹介)(第
三三一六〇号) |
| 二
二
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
一
同外八件(田中榮一君紹介)
(第三三一〇六号) |
| 二
三
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
二
同外三件(堀川恭平君紹介)
(第三三一七号) |
| 二
四
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
三
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(田中榮一君紹介)(第三
三三一七号) |
| 二
五
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
四
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(田中榮一君紹介)(第三
三三一七号) |
| 二
六
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) | 六
五
同(北村徳太郎君紹介)(第
三三九四号) |
| 二
七
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請願
(天野光晴君紹介)(第九二二号) | 六
六
同外四件(河本敏夫君紹介)
(第三三九五号) |
| 二
八
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請願
(天野光晴君紹介)(第九二二号) | 六
七
同外二件(福田一君紹介)
(第三三九六号) |
| 二
九
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 六
八
同外二件(松浦周太郎君紹
介)(第三三九六号) |
| 二
〇
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 六
九
かんがい排水用電気料金上
げ反対に關する請願(竹山祐
太郎君紹介)(第三三四七号) |
| 二
一
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
〇
莫子貿易の自由化に關する
請願(池田清志君紹介)(第三
三四七号) |
| 二
二
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
一
同(床次徳二君紹介)(第三
五二四号) |
| 二
三
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
二
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(山口六郎次君紹介)(第三
三九号) |
| 二
四
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
三
電気工事技術者國家試験制
度創設に伴う特別措置に關する
請願(山口六郎次君紹介)(第三
三九号) |
| 二
五
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
四
計量法及び同法施行法の一
部改正に關する請願(横路節雄
君紹介)(第三八九一号) |
| 二
六
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
五
同外二件(石橋政嗣君紹介)
(第三八九二号) |
| 二
七
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
六
同(勝澤芳雄君紹介)(第三
八九二号) |
| 二
八
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
七
同外一件(五島虎雄君紹介)
(第三八九三号) |
| 二
九
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
八
同(勝澤芳雄君紹介)(第三
八九二号) |
| 二
〇
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 七
九
同外二件(森本靖君紹介)
(第三八九五号) |
| 二
一
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 八
〇
同外二件(八木昇君紹介)
(第三八九六号) |
| 二
二
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 八
一
同(保岡武久君紹介)(第三
九七三号) |
| 二
三
零細企業対策強化に伴う商
工会法制定促進に關する請
願(木村守江君紹介)(第二六九
四号) | 八
二
日朝直接貿易実施促進に關
する請願(平野三郎君紹介)(第
一四七三号) |

なお、これに加えまして、これまで電源開発促進法にいう電源開発の定義におきましては、原子力による発電も火力に含まれると解釈されておりましたが、さきの国会におきましても、機会を見て明確に規定することが望ましいとの御意見でございましたので、この際あわせて火力と原子力を併記することによろしくして、これを明確化することとしております。

以上が電源開発促進法の一部を改正する法律案の概要でございますが、今後ますます重要性を加えていくであろう海外経済協力に将来電源開発株式会社が果たします役割は少なからざるものがあると信じますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切にお願い申し上げます。(拍手)

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次に本案についての質疑に入ります。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 ごく簡単に一言お聞きしておきます。

この提案理由の説明をお聞きいたしましたと、これまで海外技術の援助といふようなものは行なつてないよだんとも考へられるのですが、全然今日まで海外の要請によって援助を行なつたことはないのだろうかといふことが一つと、もう一つは、海外へのみこれがために重点が置かれて、国内の開発が顧みられぬというようなことはない、もしかる危険があるとするならば、電源開発会社を作つたわれわれの使命と大きな相違を来たすわけですが、その点についてどういうふうなお考へを持つて、かりに一ヵ所のコンサルタントに

ておられるか、万全の手を打つてあるかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○始議員 最初の点でございますが、今日までのところでは、法律の建前上、この会社はいわゆる海外における電源開発につきましてコンサルタン

ト的な業務は、これを行なえない、ということになつておつたのであります。しかししながら非常に基本的な調査その他のにおきまして、從来とも外國からの要請がございましていたしております。したがしながらこれは電源開発会社が正面に出まして、自分の名前で行なつておるのではございませんが、たとえば海外電力調査会というものがございますが、そこに職員を派遣いたしまして、その職員の形で出て参り、御承知のメコン川の下流の流域の総合開発調査でござりますとか、あるいはエジプトのアスワン・ハイ・ダムの調査でござりますとか、台湾の大甲溪の送電線の調査でござりますとか、こういったようなことをいたしておりますが、これは

いずれも初步あるいは基本的な調査に限られておるのでございまして、今までの改正によりましては、それに引き続きまして設計なりあるいは実施の監督になります。本案についての質疑は終了しました。本案についての質疑を終局といたします。本案についての質疑は終局となりました。

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、本案についての質疑は終局いたしました。

○中村委員長 次に討論に入るのですが、本案の討論に關しましてはお申し出もありませんので、これを行なわず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

○中村委員長 起立総員。よって本案を採決いたしました。

大体四、五十人くらいの陣容を入れるということになると思うのでございました。

○中村委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次に割賦販売法案を議題として審査を進めます。

案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 引き続き本案を討論に付するわけであります。討論の通告がありませんので、これを行なわず、直ちに本案を採決いたしたいと存しますが。御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次に、電気工事士法案を議題とし、審査に入ります。

電気工事士法案

(目的)

第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する」とを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋外配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上

支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

2 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

(電気工事士)

第三条 電気工事士免状の交付を受けている者(以下「電気工事士」という。)でなければ、電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)に従事してはならない。

(電気工事士免状)

第四条 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

2 電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 電気工事士試験に合格した者

二 通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

4 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行なわないことができる。

3 次項の規定により電気工事士

免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

2 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

5 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

(電気工事士試験)

第六条 電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に關して必要な知識及び技能について行なう。

2 電気工事士試験は、都道府県知事が行なう。

(電気工事士試験委員)

3 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

4 電気工事士試験の実施に關する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事士試験委員を置く。

(異議の申立て)

第五条 第四条第四項の規定によると都道府県知事の処分に對して不服のある者は、その処分のあつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

第六条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをしてした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 聰聞に際しては、異議の申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機

第八条 電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

5 電気工事士免状の書換えを受けようとする者は、都道府県に納めなければならない。

(報告の徴収)

第九条 都道府県知事は、この法律

の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士に對し、電気工事の業務に關して報告をさせることができるものとし、報告をさせることができる。

第十条 次の表の上欄に掲げる者には、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 電気工事士試験を受けようとする者	千五百円
二 電気工事士免状の交付を受けようとする者	四百円
三 電気工事士免状の再交付を受けようとする者	二百円
四 電気工事士免状の書換えを受けようとする者	一百円

会を与えなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、前条の聽聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(罰則)

第十四条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十五条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、「一万円以下の過料に處す。

1 正當な理由なく、第四条第四項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者

六

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三

条、第七条から第九条まで及び第十四条から第十六条までの規定

は、公布の日から起算して二年六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なつている電気工士は、同条の施行の日から一月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

理 由

最近における電気工事の欠陥による災害の発生の状況にかんがみ、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 まず趣旨の説明を聴取

することといたします。内田通商産業政務次官。

○内田(常)政府委員 ただいま議題とな

りました電気工事士法について、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における家庭電化の普及は著しいものがございますが、これに伴いまして電気による火災等の災害の発生も漸増の傾向を示しております。その原

因につきましては、電気工事の欠陥、使用者の取り扱い不注意等いろいろのものが考えられます。なかんずく電

気工事の欠陥に起因すると考えられるものが相当数見受けられる実情でござります。

このような情勢にかんがみまして、政府といたしましては、まずもつて地に電気工事の作業に従事する者の資質の向上をはかることが緊要であると考へまして、このたび電気工事士法案を作成して国会に提出し、その御審議を仰がんとするものであります。

次にこの法案の要旨について御説明いたします。まず第一に、この法案は、他の法令で電気保安に関する特別の規制のない一般家庭、商店等に設置する電気施設に関する電気工事を主として対象とするものであります。

第二に、この法案の対象となります電気工事につきましては、電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、その工事の作業に従事してはならないことといたしますとともに、電気工事士に対しましては、一定の義務を課しまして、いやしくも不良電気工事による災害の発生することのないよう措置いたしました。

第三に、電気工事士免状は、電気工事士試験の合格者、特定の養成施設の修了者及びこれと同等以上の資格があると認定された者に対して交付することといたしました。

最後に、以上のほか、電気工事士の監督上必要な諸規定を設けますとともに、本法の施行に伴う過渡的な影響を考慮いたしまして、とりあえず資格付

与に関する規定のみを施行し、義務に関する規定につきましては、体制の整備状況を勘案いたしまして別途施行することといたしました。

以上本法律案提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願ひいたします。

○中村委員長 以上で趣旨の説明を終りました。

引き続き質疑に入るのであります。が、本案の質疑につきましてはお申しだす、直ちに討論に入るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

理 由

この法律は、公布の日から施行する。

○中村委員長 まず趣旨の説明を聴取することといたします。内田通商産業政務次官。

○内田(常)政府委員 ただいま議題となりました自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず自転車競技法の一部を改正する理由である。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

本案の通り可決いたしました。

改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

この法律は、公布の日から施行する。

○中村委員長 次に、自転車競走法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

○中村委員長 まず趣旨の説明を聴取することといたします。内田通商産業政務次官。

○内田(常)政府委員 ただいま議題となりました自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず自転車競走法の一部を改正する理由である。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

本案の通り可決いたしました。

○中村委員長 次に、自転車競走法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

の日から二年を経過する日、すなわち
本年十月一日以後においては、別に法
律で定めるところによるものとされた
ものであります。

従いまして、それまでの間に、この制度を今後いかにするかについての御提案をいたす必要があるのです。が、たまたま競輪等の公営競技につきましては、最近における諸般の情勢にかんがみまして、公営競技自体につい

ることを内容とするものであります。本案につきましても、自転車競技法の場合と同様に、今後この制度をどうするかにつきましては、小型自動車競走の制度自体について根本的に検討を加えた上で御提案をいたす際に、その一環としてその中に纏み込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたします法律案を提出いたしまして、御審議いただくこといたしました次第でござります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたしま

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

その一年間以内に、より一そろの——
どういうふうに持つていくか、撤廃すべき
かあるいは継続するのか、継続する
とするならば、どういふらうな点を改
正するかといふらうな点を、この一年
間のうちに十分に御検討を願うといふ
ことになつたのでございましようが、
その点について一言はつきりとしてお
きたいことは、期限法になる附則の第
十七条の期限を一年間延長することに
なつておるが、この期限延長といふもの
が私たちの考えておつたよくな一年間
の延長であるかどうか。また反面小型
自動車競走法についても同様の趣旨の
改正のよう伺われますが、その点につ
いてもあわせてお答えを願いたいと思
うのであります。私が申し上げるまで

員の御意見のように、このあるいは小型自動車競走をきまして、いろいろ世上論ますので、この際は御承知の途政府からこれらの公営競きまして、衆知を集めて根をするという趣旨から、総の一部改正法案が提出をさして、それによりまして公会が設けられ、そこにおきから約一年間の期限をもつての根本につきまして論議を出すことになつておりますから、この機械産業振下さいにつきましても、この根本的制度の改革とあわせ、そら、かよくな趣旨から一

自転車競技のものにつ
いて結論を出
ておる。別
に世論をキャッチした、要するに学識
経験者といふよろな方々に出ていただ
きまして、そして結論を出していただ
くということ。もう一つはその意見が
出した以上は、政府の考え方がいかにあ
るうとも、それを十分に尊重してもら
わなければならぬと考えておる。要
は調査会の意見がたとえば廃止であつ
たとするならば、すみやかにこれは廃
止に持つていかなければならぬ。つま
まして、制
度をし、結論
をもつて、自
転車競技調査
本的な検討
技全体につ
いては、別
に世論をキャッ
チした、要するに学識
経験者といふよ
うな方々に出て
きまして、そして
結論を出して
くこと。もう一
つはその意見
が出した以上
は、政府の考
え方がいかにあ
るうとも、それ
を十分に尊重して
もらわなければ
ならぬと考えて
おる。要は調
査会の意見がた
とえば廃止であ
つたとするなら
ば、すみやかにこれ
は廃止に持つて
いかなければなら
ぬ。つまりそ
のようすに高度
な調査会にして
いたがなければなら
ないし、またこれを
尊重しなければなら
ないと考えるが、
その点につきま
してはいかがであります。
競技自体の
興費の取り
年の期限延
○内田(鶴)政府委員 私どももただい
まの長谷川委員の御意見の通りに考え

○中村委員長 引き続き質疑に入りま
す。長谷川四郎君。

もなく、いろいろな社会悪々の問題もあたかもん出てきておるこの際でどうひいてますので、即時撤廃をするといふよなことも、この辰異賀そのものにつ

長ということをいたしたものであります。従いまして一年後におきましてはおそらくこの公営競技調査会の討論、村義の吉論によりまして、自云単純化

ております。公営競技調査会の委員の任命は、形式上は御承知のように通産省ではございません。内閣でございま

○長谷川(四)委員　自転車競技法につきましては、かつていろいろな議論があつたのでござります。しかしこの法

きましては、振興費のためにいろいろな機械産業が今日非常に大きく勃興しております、またますます振興しておるわ

あるいは自動車競走の制度自体の姿が、随分と変わつて参る。そのときにこの機械産業振興費の問題につきましても、その

すが、しかしその委員の選考はござま
しては、通産省として長谷川委員の御
意向、または皆さん方委員の御意向も
十分尊重いたしまして、遺憾なきを期

律そのものは時限立法ではないのであって、要するに附則の第十七条という点だけが時限立法になつておつたのぢらう。モツツツツツツツツ。

けであります。そういうよくなき点等もあわせてお考えになつておるかどうかといふことを明らかにしていただきたい。

中の一部として根本的に取り上げて参
る。かような趣旨でございまして、私
どもはこの一年間のうちに公営競技課

して参りたいと考えております。

たいと思うのであります。
○内田(常)政府委員 この法律案提出の趣旨は、ただいま長谷川委員からお尋ねがありましたように、自転車競技

會会の結論が出世の中の批判や議論に十分こたえ得るような制度の刷新が行なわれることを期待いたしておる趣旨である。是も、二つともう一つのこと。

えど、さういふので、両案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

ふうに考えておられるかといふやうな点を、今日まで十分に検討したつもりであります。従つてこれらの十七条の

あるいは小型自動車競走そのものにつきましては、今日の法律制度はこれは永久立法になつておりますが、ただそ

旨で提案いたしたものであります。○長谷川(四)委員 調査会を作られるということにつきまして、その調査会の中へ、委託者、これによつて別途立派の

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

期日といふものも「三年でござりますから、本年の九月末日にはこれが期限切れとなるのであります。」でありますからこれを政府がわれわれの考へてゐるよ^うな、要するに一年間だけ延長して、

の機械産業振興費の取り扱いの仕組みが、本年九月三十日までで一応現行の仕組みは終わりまして、その後は別途法律で定める、こういうことになつております。ところがただいま長谷川委

受けけるような方々は御選任にはならないといふと思うけれども、その点ははつきりしておいていただきたいと思う。全然こういふよくな受益のない、ほんとうに

○中村委員長 引き続き両案について
討論に入るわけであります、別に討
論の通告がありませんので、直ちに採

決いたしたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて両案を原案の通り可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。本日採決いたしました八法案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次に閉会中審査に付する件についてお詫びいたします。

先刻の理事会におきまして協議いたしました後も本委員会の活動を円滑ならしむるために、一、通商産業の基本施策

掲載されております九十九件の請願を、一括して議題として審査を進めます。

これらの各請願につきましては、文書表等により委員諸君も一応内容は御了解になつておられることが存じます。が、先刻の理事会におきまして、理事の諸君と種々検討いたしました結果、日程第二八ないし第三一、第三四、第三五、第四一ないし第四三、第四八ないし第五〇、第六九、第七三、第八四、第九六、以上十六件の各請願は、いずれもその趣旨が妥当と認められますので、採択の上、内閣に送付すべきものと決すべきであるとの結論を得たのであります。そのように決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいま議決いたしました各議題に関する委員会の報告書の作成に關しましては、いざれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○中村委員長 なお、本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしました通り九十一件であります。

○中村委員長 なあ、本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしました通り九十一件であります。

〔参照〕

○中村委員長 次に閉会中審査に付する件についてお詫びいたします。

先刻の理事会におきまして協議いたしました後も本委員会の活動を円滑ならしむるために、一、通商産業の基本施策

した後も本委員会の活動を円滑ならしむるために、一、通商産業の基本施策

火薬類取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇号）に關する

報告書

割賦販売法（内閣提出第一一八号）に關する報告書

輸出入取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）に關する

報告書

電気工事士法（内閣提出第一四一号）に關する報告書

自転車競技法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四二号）に關する報告書

小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）に關する報告書

請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○中村委員長 次に、閉会中の委員派遣承認申請の件についてお詫びいたします。

閉会中審査案件が付託されました。

なお、ただいま議決いたしました各

議題に関する委員会の報告書の作成に關しましては、いざれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和三十五年七月十五日印刷

昭和三十五年七月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局